

令和5年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
 (最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)
 の公募に係る質問及び回答について

(2月9日公開)

番号	分類	内容	回答
1	実施体制	申請の段階で、実証校が確定している必要があるか。	お見込みの通りです。実証校を含めた実証研究の実施体制についても審査の対象となっておりますので、ご注意ください。
2	実施体制	申請段階で記載した実証校・実証学年を、採択後に増減させることは可能か。	実証研究体制についても審査の対象となるため、やむを得ない理由がある場合を除いて、申請書に記載いただいた実証校・学年において、実証を行っていただくことが事業実施の前提となります。 仮に実証校・学年の構成が変更となる場合（特に実証校・学年が減となる場合）には、審査結果の前提が変わることになりますので、文部科学省との協議が必要となります。
3	実施体制	採択後、意図的に実証内容を各学級によって変えてもよいか。	実施する実証内容によっては要するのであれば、学級ごとに意図的に実証内容を変えることも差し支えありません。
4	実施体制	事業者が申請主体となる場合、複数の設置者の学校を実証校として設定することは可能か。	差し支えありません。
5	実施体制	実証に当たって構築する関係機関との連携体制の中には、申請する事業内容・技術についての専門的を有している学識経験者を含める必要があるか。	公募要領に記載している実証研究体制は必ず整備していただく必要がありますが、必ずしも提案いただく個別具体の技術に関する固有の知見を有することを必要としているものではございません。ただし、学識経験者を含めた実証研究の体制は、人選も含めて審査の対象としておりますのでご承知おさください。
6	実施体制	学校の枠組みを超えた教職員のプロジェクトチームの中で行う取組は対象となるか。	実証は、学校や教育委員会が設置する関係施設（教育支援センター等）で行う取組を想定しているため、お尋ねのケースは対象となりません。
7	実証を行う学校の対象	特別支援学校の小学部・中学部・高等部は対象となるのか。	特別支援学校を単独で実証校として設定することは想定しておりませんが、複数の実証校を設け、それらの実証校のひとつとして特別支援学校が含まれることはあり得ると考えております。
8	委託の対象	学校法人与民間事業者の共同事業体が申請することは可能か。	公募要領では、委託の対象のひとつとして、「法人格を有する団体」と定めているため、共同事業体自体が法人格を持つのであれば可能です。
9	事業内容	委託要項の2（1）に、「1人1台端末環境やクラウド環境、デジタル教科書の導入を前提とした上で」とあるが、上記3つ全てを事業に盛り込む必要があるのか。	3つ全てを事業に盛り込む必要はございません。ただし、3つのものが既に学校現場に導入されている前提で、事業内容を検討いただくようお願いいたします。
10	事業内容	教育データを取得する際は、必ず1人1台端末を活用しなければならないのか。	1人1台端末を活用するよりもより効率的で、全国的にも普及可能なデータの取得方法が想定される場合などであれば、必ずしも1人1台端末の活用が必要であるとは考えませんが、本事業に取り組んでいただく前提として、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入等の昨今の学校のICT環境を念頭に置いて、取組を進めていただきたいと考えております。
11	経費	実証に当たって製品改修することを考えているが、予算として計上できるか。	本事業に資するものであれば計上可能です。
12	提出時	資料提出にあたって、文部科学省で受領できるファイル容量の制限はあるか。	おおむね20MBまでのファイルであればメールで受領可能ですが、それを超えるサイズとなる場合は、当省でクラウド上にアップデートいただくためのURLを発行することも可能ですので、文部科学省学びの先端技術活用推進室のメールアドレス宛にその旨ご連絡ください。
13	審査基準	事業内容が重複する申請がある場合は、重複していない内容を採択するとあるが、その内容というのは不登校などの教育課題をいうのか、それとも、ARやメタバース等の技術のことなのか。	両方の場合があります。申請状況、上位団体の状況を加味して企画評価会議で判断します。
14	経費	経費計画書に計上した経費について、審査において一部認められないものの、事業としては採択されるケースはあるのか。	左記のようなケースはございます。 仮に採択が決定した場合、委託契約を締結する段階で、経費として認められないものについては、事業計画書や経費計画書を修正をいただくこととなります。